

Title	英国の銀行準備金問題
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.4 (1910. 4) ,p.389(23)- 405(39)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100415-0023">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100415-0023</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

23 云うてもよからう。權利を命令するの法則は公式なり、權利を説明するの法則は事實なりとの區別を明にしたならば倫理上の思索に於て進歩を遂げ得るであらう。  
〔本稿を稿するに方り、専ら參考に供せるは法律季報第十一卷に收めある、ソールモンド氏の論文なり。〕

## 英國の銀行準備金問題

堀江 歸一

昨年十月有志者と讀書會を組織し、ハートレー、ウヰザース氏著、ゼ、ミーニング、オヴ、マニヤを講本とし、講讀の傍英國金融市場の組織特色、市場に於ける諸機關を研究したり。本年三月漸く業を卒へたるを以て、同書講讀の際感じたる所を記述して、以て讀書會開會の辭に代ゆ。

(一) 銀行準備金問題の發端——英蘭銀行條例の有効期間——準備金問題の起る時機。(二) 一八四四年銀行條例の根本義——此根本義の結果——正貨準備に據る紙幣の増加——英蘭銀行の兌換能力——世界唯一の自由金市場——債權國と金準備との關係——金準備増加を必要とする理由——巴里、柏林は自由金市場たらず——金準備減少の弊。(三) 金準備増加の責任者——國家と金準備問題——英蘭銀行と金準備問題——市中銀行と金準備問題——市中銀行に責任なしとの議論——市中銀行に責任ある理由——小切手取引に依る正貨の節減——手形引受に依る金貨の取付。(四) 金準備増加の諸方案——英蘭銀行保證準備縮少説——保證準備縮少の方法——其實行難——英國に保證準備縮少説ある理由——事變通貨と金準備との關係——ウヰザース氏の所説。(五) 政府保管の資金に對する準備金——郵便貯金の管理——第二準備金設置説。(六) 公示主義に依る市中銀行準備金増加——公示主義の來歴——銀行營業報告の缺

點——店頭裝飾——其防遏法——倫敦カウンチー銀行の實例——模範的營業報告——英國銀行に於ける銀行預金の公示——之に對する反對——結論。

余は本誌第三卷第一號並に第二號に於て、希臘人アンドレアード氏の英蘭銀行史論を抄譯し、同銀行の現状を研究するの資料に充てたり。アンドレアード氏は英蘭銀行の現状を論ずるに當り、金準備問題解決の一方法として、ゴツシエン氏の提案に重きを置き、之に對して種々の論評を下したり。元來ゴツシエン氏の提案たる、千八百九十年のベーリング恐慌に際し、英蘭銀行の實力が世間の豫期する如く鞏固ならざる一方に、倫敦金融市場の地位亦安全なるを得ざるの事實歴然たるものあるに至れるを以て、英蘭銀行並に市中銀行の營業狀態に改正を加へ、殊に前者の紙幣發行に關する法規を修正し、以て英國全體に於ける金準備を豊富ならしむるの趣意に基き、頗る時弊に中れるの稱ありき。現にゴツシエン氏の提案に係る市中銀行をして毎月銀行の狀況を明瞭にするに足る報告を發表せしむるの議は何等法律上の束縛又は行政上の命令の加へらるゝものなきに拘はらず、金融市

場殊に銀行業社會の一部に行はれ、現に其効果を發揮しつゝ、あれども、固より之に依て直に金準備問題の全部を解決したりと云ふを得ず、否一小部分の解決も尙ほ實際に之を遂ぐるを得たるや否や疑はしき次第にして、最近兩三年來此問題解決の爲めに、幾多の議論を惹起すに至れり。

諸外國中央銀行の制度を見るに、國家が中央銀行に紙幣發行其他特殊營業に關する特典を賦與するや、必ず特許條例を以て、特典の種類範圍其他の細目を定め、特典に對する義務を明にし、且つ特許條例に一定の年限を設け、特典並に義務を變改する時期を豫定するを常とす。獨逸諸國の中央銀行特許條例が十年を期限とし、日本銀行の特許條例が三十年を期限とするが如き、其間に長短の差著しきものなきに非ずと雖も、何れも或る時期に於て特許條例に變更の加へらる可きことを豫定したるものなり。然るに英蘭銀行に至ては諸外國に於ける是等の類例と全く趣を異にす。千八百四十四年の英蘭銀行特許條例第二十七條後半を見るに左の規定あり。

英蘭銀行は本條例に規定したる制限並に條件の下に、所定の特權を保有す可し

と雖も、左記條件並に條項の發生したる場合に、特權は消滅するものとす。  
千八百五十五年八月一日以後政府が一箇年前に特權消滅の通告を英蘭銀行に與へ、且つ今日政府が英蘭銀行より借入れ居る千百十五萬一千磅を返還すること。下院に於て成立したる決議にして、議長之に署名し、英蘭銀行に送付せられたるときには、前項の通告を爲したるものと認む。

故に千八百四十四年の特許條例制定後滿十年間英蘭銀行は特許權の享有に就て何等疑懼する所なきを得たりと雖も、千八百五十五年より今日に至る數十年間何時にても一年前の豫告に依り、政府は特許權を消滅せしむるを得。固より英國民の保守的にして、既往の成例を尊重するの風盛なる、一朝夕にして英蘭銀行のステータスに大變革を加へ、又は其特典に取捨を施すが如きことなかる可しと雖も、尙ほ一年前の豫告を以てして、銀行特許條例を動かすを得るものとすれば、金準備問題の如き、今後の形勢如何に依て、何時如何なる發展を見ることなしとす可からず。今や英國は朝野を舉げて財政問題の解決に熱中し、殆ど他を顧みるに遑なきが如くなれども、元來此問題たる、其關係の及ぶ所頗る廣汎なるに拘はらず、最後の

解決に敢て多くの時を要するものに非ず。苟も國家ありて、財政を處辨し、年度を畫して、財政計畫を立つる以上は、一會計年度内に起る可き問題は、其年度開始前に決定せられざる可からず。英國が一年度の財政計畫を年度開始後に於て議するは、偶々財政法假執行手續の便宜法を存するが爲めのみ。今期議會に於て、財政法案にして可決確定せんか、英國財政の根本方針は漸く其定まる可き所に定まり、關稅改革の議論は自然氣勢を殺がれて、社會の一隅に屏息し、而して次に國民の注意を喚起するは、即ち兩三年來社會各方面に伏在せる金準備問題たるの順序と爲る可し。然らば金準備問題とは抑も何を意味するか。其問題の解決に就て、從來主張せられたる議論は果して如何なるものなりしか。是等の議論は如何なる程度まで實行的價值を有するか。以下順を逐うて論述するは有用の業なる可し。

## 二

千八百四十四年英國が銀行特許條例を制定するや、其根本の目的とする所は銀行紙幣をして一種の地金引換證書(Billion Certificate)たらしむるの一事に存したり。故に此目的を達する爲め、保證準備の制限は之を千四百萬磅に限定し、他發行銀行

の發行權喪失に際し許可し、此以上の發行設けたり。固より近度の下に、銀行業の便貨 (Deposit Currency) の故に、預金銀行が預金幣發行權の獨占が英保證準備の制限頗る行額に増加を告げた行より生ずる純益は行の如き、保證準備と於ては、英蘭銀行と軌として、從來保證準備り保證準備制限に此

たる箇條に繋聯して在りとす。斯の如間に普及し、小切手取らるゝものある以下は、當然の理にして、保定不動の數字に固着即ち千八百四十四年百三十五萬一千二百五磅にして、正貨準備間の報告に於ては、紙幣は三千五百六十七萬り。發行銀行としてなりと稱し得べきか、くの常なれども、紙幣

低しとす可からず。千八百四十四年の條例制定者が英蘭銀行紙幣を、地金引換證書たらしめんとしたる目的は今日に於て略ぼ到達し得たるものにして、如何なる金融異變の時に會するも、又如何なる政治上の危機に臨むも、概近英蘭銀行の兌換能力に就て疑念を挟む者なきに至れるも亦故ありとす可し。發行銀行として英蘭銀行が今日斯る地位に居るに拘はらず、一方に金準備増加の問題を惹起し、之を解決せざれば、殆ど英國全體の金融市場の安全を期する能はざるが如き議論を生ずるに至れるは何故なるか。此點に就ては、多少の説明を加ふるの必要あり。

英國には果して日常商業上に於ける普通の要求に應ずるに止まらず、更に進んで急劇異常の要求に應ずるに足るの金貨を存するや否や。英國が世界に於て唯一の自由金市場(Free Market for Gold)たるとは、英國人の常に誇稱して、已まざる所にして、此事あるが故に、英國は今日國際間の金融業務に於て、指導者たるの地位を占め、又世界に於て最も低廉なる金利歩合を維持し、商工業全體に重大なる利益を及ぼしたるものなり。英國は今日世界有数の債權國にして、他の諸國が此地位に到達する以前に、早く他國をして容易に壓倒する能はざらしむるの地歩を占め、南阿

戰爭の間一時外國の資金を移入し、爲めに英國の地位を疑ふ者を生じたれども、其後次第に恢復し、今や英國の債權國たる地位に就て云々するを見ざるに至れり。茲に於てか英國は此債權國たる地位を利用し、國內に金貨を必要とする場合には、平生外國に有する債權を回収して、金貨需要の急に應せしむるを得べしとの説あり。英國が多年來比較的少額の金貨を以て、比較的多額の信用を支持せんとしたるは、畢竟如上の所説を過信せるの結果に外ならざる可しと雖も、然も英國が常時慣熟せる方法に依て金を吸収せんとするも、或る事情の下に於ては、事の容易に行はれざる場合あり。而して金貨に對する急劇の需要は近時商工業の發達に伴ひ、頻繁急速に發生して已まず。既に金貨に對する需要ありて、其供給之に伴はずとすれば、此期間は英國の金融市場に最大の困難を及ぼすの時にして、金利歩合の上進、商業社會の不信混亂を招かざるを得ず。今や金貨本位制を採用する國の數は著しく増加し、總ての文明國は此制度を取らざるなく、隨て英國金融市場に對する金の取付は既往に比較して大なるものあり。今日英國以外に世界金融の關係に於て、稍や重大なる勢力を有するは伯林巴里の兩市場なれども、兩市場共に、英國人

32  
の所謂自由金市場たる地位に居らず。即ち佛蘭西銀行の紙幣は兌換券たるに相違なしと雖も、金貨を以て兌換すると、銀貨を以て兌換するとは、銀行當局者の任意に屬し、銀行は時に金貨の喪失を恐れ、銀貨を兌換に供ずるとあるを以て、巴里に債權を有する者は所謂「國際的價格」(International Value)を有すと云ふ能はざるなり。又獨逸は金貨本位國にして、帝國銀行の兌換券は金貨を以て兌換せらる可き筈なれども、帝國銀行は兌換の請求に對して制限を加へ、強ひて兌換を請求し、斯くて得たる金貨を海外に輸出する者あらんか、帝國銀行は斯る輩に資金の融通を拒絶し、或は嚴酷なる條件の下に始めて融通を爲すが如き手段を取るが故に、伯林に債權を有する者は常に之を金貨の形態にて手中に收むるを得るを期する能はざるなり。茲に於てか債權を保有し、必要に應じて、金貨の形態を以て之を實收せんとする者は必ず倫敦宛手形を所藏するを得策とするが故に、倫敦は常に此世界的要求に應ずる金貨を用意せざる可からず。殊に近年歐洲大陸諸國の中央銀行が所謂金爲替政策(Gold Devisenpolitik)の下に、倫敦宛爲替手形を所有し、平時之を正貨準備の内に加へ、必要の際に其代金を取立つる方法を取るが故に、此點より倫敦に於ける

33  
金貨に對する取付は時に増加するの傾を免かれず。從來斯る取付に應ずる資金を以て目せられたるは、即ち英蘭銀行の準備金にして、又英國には此準備金以外、他に依頼す可きものを存せざりき。故に此準備金には最少危険點なるものあり、準備金にして此危険點以下に減少すれば、直に公定歩合に上進を惹起すを常とす。大陸諸國に於ては、市中銀行自ら金貨を準備し、商會私人にして自ら金貨を所藏する者少なからず。然るに英國の銀行は英蘭銀行の紙幣に依頼するを知て、他あるを知らず。固より英蘭銀行の兌換能力にして、安全なる以上は、此方法の下に何等支障あるを見ず。商業上に於ける普通の異動並に内國商業上の關係に於ては、巧妙なる運用を期するを得べしと雖も、一度び事變に際會するや、金貨に對する取付は英國に於ては、外國に於けるよりも急劇に英蘭銀行に集注せざるを得ず。外國に於ては恐慌時に臨んで平生隠匿せられたる金貨が市場に現出するに反し、英國に於ては益々英蘭銀行に對する取付を甚だしからしむる所以、茲に在りとす。經濟的見地より云へば英國の制度は最も勝れりと云ふ可く、思ふに一國が進歩すれば之に隨ひ、正貨に代つて信用を利用するは必然の成行にして、此點に於て英國の

制度は他に模範を示すに相違なしと雖も、此種の經濟にして其極點に行はるゝに任さんか、必ず或る危険を齎さゞれば已まず。英國に於て金利歩合の變動頻繁なるは何故なるか。英國に於て金融緩慢と金融逼迫との間に極端なる相違あるは何故なるか。其原因の如何は姑く之を措き、斯る事態の發生は商工業の秩序ある發達を期する爲めに、決して喜ぶ所に非ざるなり。且つ千八百九十八年以來英國は世界に於て最低廉なる金融中心點たる地位に居らず。斯る變動を生じたる原因如何、此變動は果して一時的に止まるや否やの問題は他日に譲り、英國が永く現時の状態に居るときは、其自由金市場たるの故を以て、倫敦市場に集中せしめたる世界的取引を喪失するに至らざるを得るか。金利歩合が急劇に變動し、常に高率に居り、之に加ふるに萬一手形の振出地如何に依て、之に對する取扱を區別するが如きことあらんか、恰も他國に於て手形を金貨に引換ふるに妨碍を加へ、又は兌換券を金貨に引換ふるに手数料を賦課するが如き處置を取ると同じく、倫敦をして殊更に世界的取引より離隔するに至らしめざるを得ず。金利歩合の昂騰、歩合の不確實は果して金準備問題と關係する所なきか。若しも關係する所ありとすれば、後者の解決如何に依て、最も倫敦金融の局に當る者の嫌厭する事相を除去するは、即ち今日の急務とせざる可からず。

## 三

英國に於て金準備を増加するの必要頗る緊切なると前記の如くなりとして、何人能く金準備増加の任を果し、又其増加より生ずる負擔に當る可きか。世間公衆より此任務に關係ありと目せらるゝものは、國家、英蘭銀行並に市中銀行の三者に外ならず。而して是等三者が金準備問題に對して有する地位は互に異なるものあるを免かれず。之を純理より考ふるに、國家が銀行政策に於て、第一に重きを置く可きは、安全なる通貨を供給するに必要な規定を設け、手段を講ずるの一事に在り。千八百四十四年の銀行特許條例に於ては勿論、其以前の條例に徴するも、

國家が此義務を承認したるは、明白の事實なりとす。然らば此條例制定後六十餘年を経過する間に、制定當時に立法者の想像に上らざりし新事實發生し來りて、紙幣の兌換を困難にし、或は準備金に壓迫を加ふるに至れりとすれば、別に條例を修正して、斯る困難壓迫を除去するは、即ち當局者の義務たらざるを得ず。蓋し今日



36  
の通貨なるものは千八百四十四年當時一般に想像せられたる通貨とは全く其性質に異なる所あればなり。又英蘭銀行と金準備問題との關係を考ふるに、英蘭銀行が二重の責任を負ふの一事は此點に關して深く顧みざる可からず。即ち第一に英蘭銀行は全國に於ける最終的金準備の保管者にして、常に商業社會全體の利害を參酌して、準備金保有の方針を決定するの必要あり。英蘭銀行の公定割引歩合と市中割引歩合との關係殊に前者が後者を左右する實力の有無程度に就ては、自ら種々の説なきを得ずと雖も、(H. Withers-Meaning of Money, p. 224-66) 大體に於て銀行歩合は市中歩合を左右して、誤まるとなきに於ては、英蘭銀行にして希望する以上は右の方針を以て準備金を保有するに難からず。唯斯く英蘭銀行が公共的見地より準備金を保有する結果として、其第二の責任たる株主の利益を全うするに缺くる所なきを得るや否や。固より英蘭銀行を以て純然たる私人の企業と同一視し、千八百四十四年の條例は同銀行の發行部に束縛を加へたる以外、營業部に何等の制限を設けざるを以て、隨て營業部は公衆に對して何等公共的責任を負はずと云ふ説の誤まれるは疑なき所なれども、一方に金準備問題解決の全責任を英蘭銀行に歸せしめんとする説の當らざることも亦明白なりとす。

最後に金準備問題に對する市中銀行の關係を考ふるに、市中銀行殊に小銀行の營業者は自己營業の利害關係より、勉めて此問題に對して冷淡なる態度を裝んとするものゝ如し。試に其説を聞くに、市中銀行は株主並に預金者に對して責任を負ひ斯くて結局公衆に責任を負ふに至る。而して其義務は銀行自ら安全に營業を行ふに必要なりと認むる程度に於て法貨を準備金とするの一事に存し、此以上に法貨其ものの安全に就て處置するが如きは、適法の職分を超越したるものなり。慎重と安全との二點に重きを置きて、銀行各自の營業を律するは、其重要なる義務にして、銀行單獨の行動を以て、一國に充分なる準備金を保有せんとするが如きは、恰も國家が立法に依て銀行の營業を律し、國家自ら銀行の安全に就て責任を負はんとするの不條理なると擇ぶ所なしと云ふものゝ如し。然れ共此所説は決して確實なる根據を有するものと云ふ可からず。蓋し今日英國に金準備増加の必要を惹起したる責任の大部分は市中銀行の營業に歸す可きものなり。若しも市中銀行の發達今日の如くならず、隨て小切手取引の行はるゝと亦今日の如くならず

とすれば、英國に於ける大小の取引は専ら法貨に依て決濟せられざる可からざるが故に、英蘭銀行の保證準備制限にして、在來の如くなる以上は、英蘭銀行は正貨を準備として紙幣を發行し、隨て紙幣發行高全體に對する正貨準備の割合を強大ならしむるの道理なり。然るに事の斯の如くなるを得ざるは市中銀行が小切手取引を盛にし、法貨流通の必要なきに至らしむるの結果に外ならず。然らば市中銀行は斯く銀行通貨を世間に供給して、法貨の必要を減縮し、自ら其信用を膨脹するに當り、之に對して充分なる準備金を備ふるやと云ふに決して然らず。準備金として死藏する資金を出來得る限り減縮するは舊來倫敦市中銀行が營業上に確守する方針にして、現に英蘭銀行に對して預金を爲し、平時此殘高に依て手形交換差を決濟し、必要の際には之を營業上に活用しながら、尙ほ準備金に充つるが如き經濟的方法を講じつゝある程の次第なれば、市中諸銀行は信用を膨脹せしむる割合に之に對して豊富なる準備金を備ふるものと見る可らず。況や市中銀行の多くは引受會社と共に、手形引受に當り、交換所組合銀行のみにて手形引受を爲すと一箇月千數百萬磅より二千數百萬磅の間に居るの有様なるを以て、時に此關係より融

通手形の流通を促し、不良なる信用膨脹を來すとなしとす可からず。融通手形の當否若しくは其當否を定むる流通の多寡に就ては從來多少の異説あり。固より投機熱を養成し、投機取引を獎勵するの不可なるは論を俟ずと雖も、元來重なる金融上の中心地に於て、金利歩合を均等ならしむるは、國際間に於ける銀行業の職務にして、最も低廉なる地方に於て資金を見出し、之を最も高貴なる地方に貸付けて、始めて金利歩合の均衡を期するを得べし。隨て英國の金利歩合が他國の歩合に比較して、低廉なるときは、或は手形に依り、或は貸付に依り、或は有價證券の賣却に依て、英國の資金は外國に回收せらる可し。而して此回收の方法として融通手形が有力なる方便たるは明白にして、此點より見るときは、融通手形の振出は國際間に於ける金利歩合を平均せしめ、或は少なくとも均衡を得るに近づくかしむるの効果ありとす。融通手形の一概に排斥す可きものに非ざる所以茲に在りと雖も、然も其振出は倫敦に於ける金貨に對する取付の原因と爲り、英國は此取付に對して、準備する所なかる可からずとすれば、準備金保有の責任が融通手形の引受に干與する市中銀行に歸し來るは亦當然と認めざるを得ず。(次號完結)